**神経筋疾患 定義の説明**

全ての疾患について、定義1、2の両方とも、傷病名のみに着目しています。レセプトには、その患者の持つ傷病名を登録する必要があります。診療行為や医薬品に対応した適切な傷病名が登録されていなければ、保険の償還（支払い）がなされません。

定義1は、「主病名フラグ」のついたID数となります。「主病名フラグ」とは、診療した医師が、患者の傷病名について、この疾患が主病である、として、フラグ付けをしたものです。フラグについては、1つの疾患に限らず、複数につけることもできます。該当疾患に関して、1年に1つでも、この主病名フラグのついた傷病名がレセプトに記載されているID数をカウントしています。

定義2は、主病名フラグの有無に関わらず、該当疾患に関して、主病名フラグのついた傷病名がレセプトに記載されているID数をカウントしています。

今回の定義では、医薬品の使用や診療行為の有無を用いていないため、用いる場合に比べれば、特異度が低い定義になっています。一方で、これらの疾患の傷病名を、実際に診断していないのに付ける場面はそう多くないと推測されること、また、疾患特異的な投薬がないもの、あっても最近出てきたものなどもあることから、この定義でのID数を示すことにも一定の合理性があると考えています。